

いじめ防止基本方針

稚内大谷高等学校

稚内大谷高等学校 いじめ防止基本方針

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいのほか、情報機器を介したいじめ、暴行行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。本校の建学の精神は、仏教の精神を基調とした全人教育を行い、世の光明となる人格を養成することにある。いのちの尊さを下支えに、この建学の精神を具現化することが教育の根幹にあり、この目的を果たすうえでもいじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは一定の人的関係のある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となっている生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけではなく、「観衆」・「傍観」者などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、防止作用になったり促進作用になったりする。

②いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。（東京都立研究所の要約作用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）

- ・同調心（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・欲求不満（いろいろを晴らしたい）

（4）いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う、あざける、落書き、物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、命令、脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3 いじめの防止の基本理念及び指導体制・組織的対応

（1）基本理念

本校生徒及び教職員は「いじめが全ての生徒に関係する問題である」という認識を持ち、いじめの防止の為の対策を次の基本理念の基に定める。

- ・「いじめは人権侵害であり、絶対に許さない学校をつくる。」
生徒が安心して学習、課外活動、行事等に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずにいじめを行わないようにする。
- ・「全ての教育活動を充実させ、教育環境を整備し、予防的な生徒指導の促進に努める。」

全ての生徒がお互いに認め合い、いじめを行わず、また、いじめをはやしたり認識しながらこれを放置する事がないようにするために、いじめの問題に関する生徒の理解を深める。

- ・「保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。」
いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、関係機関と連携し、いじめの問題を克服することを目指す。
- ・「いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守りとおし、いじめた生徒には毅然と粘り強く指導する。」
いじめは決して許されないことであるが、どの生徒にも起こりえることから、いじめを受けている生徒に非はないという認識に立ち、緊張感を持ち迅速に対応する。

（2）日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

別紙1 ※いじめ対策委員会の設置

(3) 緊急時の組織的

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。

別紙2 ※いじめ対策委員会の設置

4 いじめの予防

いじめの問題への対応では、いじめを起こさないための予防的取組が求められる。

学校においては、建学の精神の具現化をもって、いのちの尊さを下支えとし、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・学習環境及び授業規律を充実し、一人一人に配慮した授業づくり
- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・進路実現に向かって、自信を持って取り組める学校づくり

(2) 特別活動の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実
- ・学校行事や生徒会活動及び部活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施
- ・アンケートの定期的実施

(4) 宗教・人権教育の充実

- ・宗教教育に基づくいのちの尊さを学ぶ
- ・互いを認め合い、周囲への気配り出来る資質の向上
- ・聞法の会や講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- ・講習会等の開催

(6) 教職員研修の充実

- ・宗教研修の充実
- ・情報共有の為の教職員の密な連携
- ・教師の適切な認識、言動、行動、態度等、いじめ防止のための資質向上
- ・外部機関との定期的な情報交換の充実

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
- ・学校公開の実施
- ・定期的な通信等でのいじめ防止へ向けた啓蒙

5 いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙3

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙4

(4) 相談体制の整備

- ・相談体制の設置・整備
- ・面談の定期的実施（生徒及び保護者対象）

(5) 定期的調査の実施

- ・いじめアンケートの実施（年4回）

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引継ぎ
- ・保護者との連携
- ・関係機関、他校との連携

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

②いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることが出来るようする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけではなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ関係を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にする等の協力を求める。

②いじめている生徒の保護者に対して

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わらるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・関係機関と連携し解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報交換だけではなく、一體な対応をすることが重要である。

- ①北海道総務部法人局学事課との連携
 - ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
 - ・関係機関との調整
- ②警察との連携
 - ・心身や財産に重大な被害が疑われる
 - ・犯罪等の違法行為がある場合
- ③福祉関係との連携
 - ・家庭の養育に関する指導・助言
 - ・家庭での生活、環境の状況把握
- ④医療機関との連携
 - ・精神保健に関する相談
 - ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする。掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

「教科情報」における情報モラル教育の充実

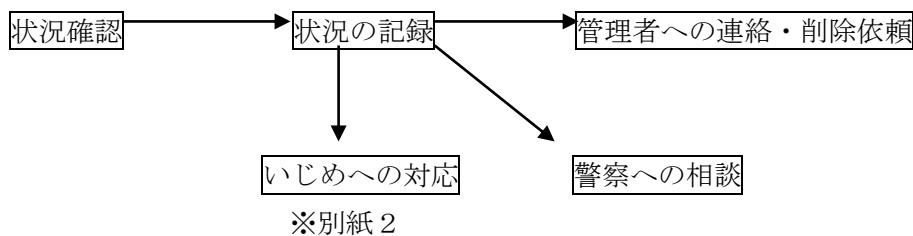
③ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報

②不当な書き込みへの対処



8 重大事件への対応

(1) 重大事件とは

①生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額な金品を奪い取られた場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事案時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道大谷学園連合会、北海道総務部法人局学事課に報告する。

9 いじめ対策委員会の設置とその役割

(1) 委員会の設置

いじめ防止等の対策のための組織として、校内に専門の委員会を組織する。

委員長 教頭

委 員 生徒指導部長1名、各学年主任3名、養護教諭1名、教育相談係1名

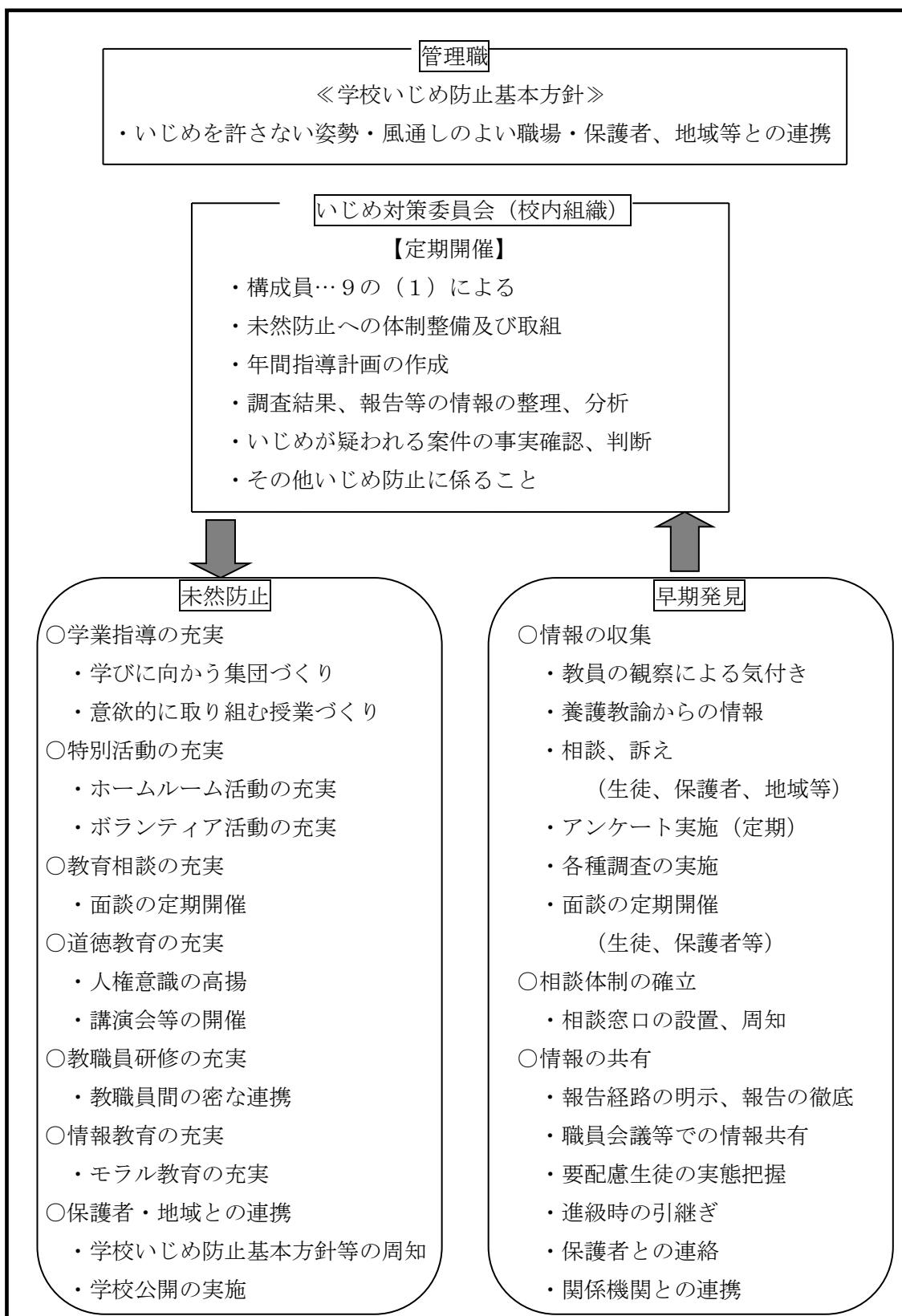
(2) 委員会の役割

- ・いじめの未然防止の体制整備及び取組み
- ・いじめの防止の具体的方策の作成（年間計画）及び状況把握と分析
※PDCAサイクルの実践 [P : 計画 D : 実施 C : 評価 A:改善]
- ・個人面談やアンケート、相談の集約
- ・発見されたいじめ事案への対応
- ・いじめを受けた生徒、その保護者に対する相談及び支援
- ・いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言
- ・専門的な知識を有する関係者等との連携
- ・その他いじめの防止に係ること

平成26年4月1日より施行

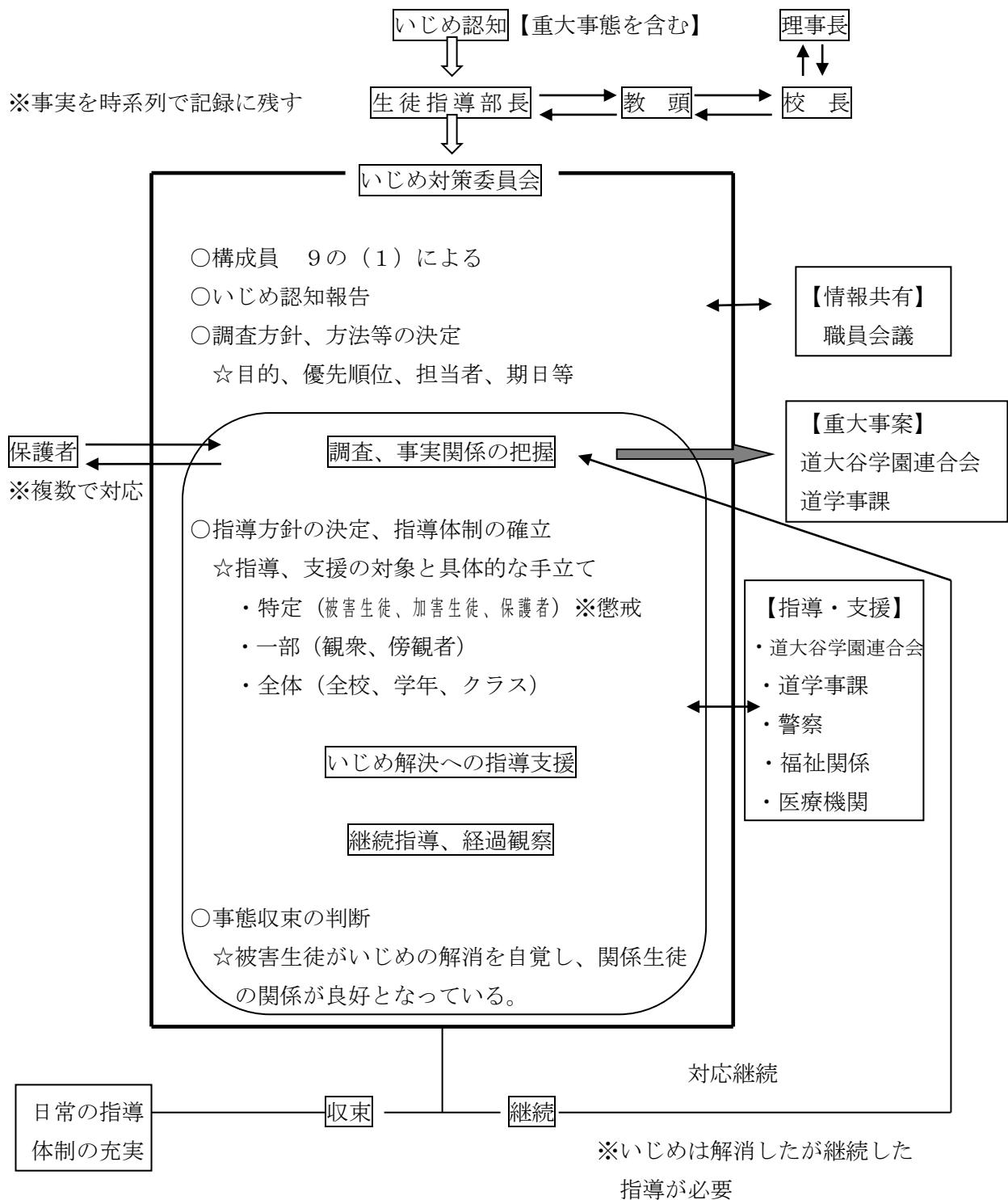
別紙1

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



別紙2

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場所で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝の SHR	<ul style="list-style-type: none">・遅刻、欠席が増える。その理由を明確に言わない。・教員と視線を合わせず、うつむいている。・体調不良を訴える。・提出物を忘れたり、期限に遅れる。・担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<ul style="list-style-type: none">・保健室、トイレに行くようになる。・教材等の忘れ物が目立つ。・決められた座席と異なる席に着いている。・教科書・ノートに汚れがある。・突然個人名が出される。
休み時間等	<ul style="list-style-type: none">・弁当にいたずらをされる。・昼食を教室の自分の席で食べない。・用のない場所にいることが多い。・衣服が汚れていたりしている。・一人で清掃している。
放課後等	<ul style="list-style-type: none">・慌てて下校する。または用もないのに学校に残っている。・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる。・一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
<ul style="list-style-type: none">・教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。・ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。・教員が近づくと、不自然に分散したりする。・自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる。

別紙4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
<ul style="list-style-type: none">・嫌なあだ名が聞こえる。・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。・何か起こると特定の生徒の名前が出る。・筆記用具等の貸し借りが多い。・壁等にいたずら、落書きがある。・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サ イ ン
<ul style="list-style-type: none">・学校や友人のことを話さなくなる。・友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。・朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。・受信したメールをこそぞ見たり、電話におびえたりする。・不審な電話やメールがあつたりする。・遊ぶ友達が急に変わる。・部屋に閉じこもったり、家から出なかつたりする。・理由のはっきりしない衣服の汚れがある・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。・登校時間になると体調不良を訴える。・食欲不振・不眠を訴える。・学習時間が減る。・成績が下がる。・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。・自転車がよくパンクする。・家庭の品物、金銭がなくなる。・大きな額の金銭を欲しがる。